

11. 良好な都市景観の形成

基本方針

今日まで受け継がれてきた多くの自然・歴史的景観を保全し、魅力ある良好な都市景観を創造すること、また、それらの景観を次の世代へと引き継いでいくことを目指しています。

市の景観形成に関するまちづくりの指針として策定された「橿原市景観形成ガイドプラン」に基づき、市民・事業者・市が協働して、「景観法」や「橿原市景観条例」に盛り込まれている景観施策の展開を図るとともに、「橿原市景観計画」については適切に見直しを行い、また、「屋外広告物法」や「奈良県屋外広告物条例」等の適正な運用を図っていきます。



現状と課題

本市には、多くの市民が誇りを持っている豊かな自然・歴史的環境が織りなす美しい景観がありますが、近年の開発等によりできた都市景観については、歴史的な町並みや良好な住宅地景観、田園風景等にそぐわないものも多く、特に幹線道路の沿道等は雑然とした印象を与えているのが現状です。

特に大規模な建築物等は景観に与える影響が大きいため、事前に事業者等から景観法に基づく届出を受け、周辺景観に配慮したものとなるよう規制し、誘導する制度を実施しています。今後は、橿原市景観形成ガイドプランに基づき、景観法や橿原市景観条例等にある景観施策を着実に展開することが必要です。

また、景観に与える影響が大きい屋外広告物についても、違反広告物の数量を減らし、良好な市街地景観が創出できるように取組を進めることが必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値
	H16	H17	H18	H24
景観が守られていると感じている市民の割合	—	—	24.8%	30.0%
幹線道路沿道における違反広告物の割合	—	—	79%	70%

今後の取組

1 幹線道路沿道等における良好な市街地景観の創出

大規模行為(一定規模以上の建築物の建築、工作物の建設)の景観規制誘導制度を今後も継続して行うとともに、その行為者となる個人、事業者及び設計者等に対して景観形成への取組に対する理解を求めめるための周知・啓発を引き続き行います。

- 大規模行為の景観規制誘導制度の継続

2 魅力ある眺望景観の保全

藤原宮跡からの大和三山の眺望を保全するために、橿原市景観条例に位置付けられている重要眺望景観と眺望保全地区の指定を行います。また、その地区内における景観形成に関する方針や景観形成のための行為の制限に関する事項等を定める眺望景観保全計画を地域住民の参画により協働で策定します。

- 重要眺望景観及び眺望保全地区の指定

3 良好な住宅地景観の保全

市街地開発事業等が行われた地域や橿原ニュータウン等の良好な住宅地景観が見られる地域において、それらの良好な景観を保全するために、橿原市景観条例に位置付けられている景観形成推進地区の指定に向けた取組を行います。また、それぞれの地域の特色を活かした地区景観形成計画を地域住民の参画により協働で策定します。また、必要に応じて、都市計画法に基づく地区計画の制度の導入も検討します。

- 景観形成推進地区の指定
- 地区計画制度の導入

4 景観重要建造物・景観重要樹木の保全

歴史的な集落・街道の景観を構成するもの、中心市街地・公共施設周辺等の公共性の高い場所において景観的重要性の高いもの、地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行われており地域に広く愛されているもの等を景観法の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木に指定し、保護に努めます。

- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

5 違反広告物の対策

道路上に違法に掲出されている「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」等の簡易除却対象となる違反広告物を撲滅するための取組を継続して行うとともに、市民ボランティアによる違反広告物追放推進員の充実を図り、市民と行政が一体となって美しいまちとなるよう取組を進めます。また、屋外広告物法、奈良県屋外広告物条例等の運用をより適正に行うため、市民・事業者等の屋外広告物に対する理解が深まるよう、広報等を活用した周知・啓発を行います。

- 違反広告物簡易除却業務
- 違反広告物追放推進員の充実
- 屋外広告物に対する周知・啓発事業

6 公共施設の景観整備

良好な景観の形成を図るため、道路、河川、公園等、良好な景観の形成にとって重要な要素となる公共施設(景観重要公共施設)の整備に関する事項等を景観計画に定めることにより、地域の景観特性に配慮し周辺景観と調和したデザインの公共施設の整備を進めます。

- 景観重要公共施設の指定

市民等との役割分担

市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、自らがその主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすように努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することが期待されます。

また、事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、その施設や事業活動自体が景観形成に及ぼす影響について配慮し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することが期待されます。